

きましてお手元の質疑通告表のとおりでござります。

○委員長(山崎力君) 平成二十六年度一般会計
改革・無所属の会六分に対するいど、質疑通告につ
維新の会十分、社会民主党・護憲連合六分、新党
六分、みんなの党十五分、日本共産党十分、公明党十
主党十分、民主党・新緑風会四十八分、公明党十
行つて、各会派の暫定時間は、自由民
日本及び来る十日は、一般質疑を百二十一分
案に関する理事会決定事項について御報告いたし
ます。

○委員長(山崎力君) 平成二十六年度総予算三
件につき決定いたしました。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
御異議ございませんか。
自己尊重のため出席を求めていたと存じますが、
委員会に東京電力株式会社代表執行役社長藤瀬直
平成二十六年度総予算二案審査のため、本日本の
たしました。

○委員長(山崎力君) ただいまから予算委員会
を開会いたします。
参考人の出席請求に関する件についてお諮りいた
しました。

茂木経済産業大臣にお聞きします。
中小企業が大きくなりながら、日本の法人実効税率は表
示されています。中小企業の中でも、法人税の引下げは中小企業にも影
響が大きいといふことができます。
○二宅伸吾君 法人税の引下げは中小企業にも影
響があるべきです。
その点であります。
そこで、まず、法人税の減税をする企業増えていく
企業・小規模事業者の黒字企業を増していくには、中
同時に、現在、安価政権においては、中小
企業が納めていたりするのであります。
見てみますと、法人税の減税をする企業増加の一端で見
たりして、やつて、やつて、赤字と黒字を繰り返す企業が多くあります。
また、中小企業傾向にて、赤字の次のは
小企業が納めていたりするのです。
中三分之一以上、三五%、三兆円近く伸びてあります
のそろそろの田端、約八・七兆円を額全体で、約八・七
あります。また、国税庁の会社貸本調査にて、田端の
田端の中小企業、七十万社あまりであります。うち貸本が一億
われるとすると、十七一万社のうち貸本が一億
す。例えば、黒字法人、中小企業は赤字が多いと言
います。
○国務大臣(茂木敏充君) 当然、税率が変更に
なりますと、様々な形で企業には影響してまいり
ます。なぜなら、法人税を引下げますと、中小企業に何の影響
法人税を引下げますと、中小企業に何の影響

面上世界第一位でござります。一番重い課税を企業に課している国は米国の方でありますけれども、ただ、世界のIT産業を牽引しておりますアップル、グーグルなど米国の主要ネット関連企業を中心に、実際の支払ベースの納税額は10%前後であつたり、場合によつては10%前後の企業もあるようでござります。

そこで、経済産業省にお聞きします。

実質法人課税負担率におきます我が国的位置付けをお知らせください。

○政府参考人（菅原郁郎君）お答え申し上げます。

議員の配付資料の②は、これは経済産業省が一〇一〇年十一月に政府税調に提出させていただいた資料です。当時は法人税の5%引き下げの適否について議論が行われていた際に提出したものでございますが、これは日経二二五やS&Pグローバル1100などに採用されている企業の損益計算書から会計上の利益に占める法人税額の割合を計算したものでござまして、分子の法人税額は政策減税による税額控除等を引いた後の数字でございます。この計算によりますと、この表にありますように、我が国企業の税負担は国際水準に比べて重いという結果になつてござります。

ただ、本試算は企業会計に基づく計算でござりますため、会計上の利益と税務上の所得の差、会

計と税務の一時的なずれなどに留意する必要があると思いますが、現在公表されているデータで国際比較をするに際しては、少なくとも表面税率による単純比較よりは実態をより反映したものになつてゐるというふうに理解してござります。

○三宅伸吾君 ありがとうございます。

細かなくつろはしてこの議論があるようではござりますけれども、実質の負担ベースで見ても日本の法人に対する課税は厳しくなつてしまつております。企業に対して過酷な課税、つまり日本の企業が最も重たいセメント袋を背負つて企業活動をしてゐるというふうではないかと思ひます。

この点につきまして、麻生財務大臣の御感想をお聞かせください。

○国務大臣（麻生太郎君） これは、三宅先生おっしゃるように、日本の場合、地方と合わせた法人税率が、表面税率やいわゆる法人実効税率というもので見ますと、これは、先進国はもちろんなのと、アジア諸国と比較しても極めて高い水準にあるというふうはもう承知をいたしております。

他方、この法人課税の負担といふのは法人税のみではありませんで、租税とか含めていろいろありますて、課税ベースとの組合せで決まるものですから、その意味で政策減税等々の調整を行つた後の実質的な負担を考慮する必要もあらうという具合に思ひます。

その点で、今のマクロ的分析する手法としては、いわゆる法人税収の対GDP比で幾らかという計算がありますけれども、これを見ますと、日本が二・一に対してアメリカが二・四、イギリス二・一等々、日本だけが突出して高いというわけではないんだと思っております。

また、御指摘の実質的な法人税負担率の国際比較というのを使っておられましたけれども、これは税金と調整前の当期利益で除したものと比較しておられるんだと思いますが、会計上の連結グループの中には、これは税率の低いところのものも含めまして子会社も含まれますので、必ずしも親法人のある国の中の負担率を表しているとは言えない、もうそれは個別じのところなので、受益配当が多かつたり少なかつたりするなど毎年の負担率が大きく変わるという可能性をこれは十分に考えられるとしておだいび思ひますので、いろいろなことを留意しなきゃいけないとは思ひますが、実質的負担の比較を行つものとしては、これはちょっと適当じゃがないとは思ひます。

しかし、いずれにしても、今後この法人課税の改正というが改革に当たつて、これは政府税制調査会において、これは専門的な観点から、御指摘の国際的な比較というのも含めて、これはどのような法人課税が一体適切なんですかというのを考えないと、これは各国、EU、G7じゃあります

それが日本經濟、内需が低落の正體へと成る。即ち、立場を表す事で、工場を構へる事で、本邦に本業をもつた大企業の多くは、海外へと輸出する事で、その結果、内需が低下する。これが、日本經濟の現状である。

（了）
やうに、この下の議論、早急に重要課題として取り組む必要があると思います。单年度ではありますけれども、今後の大まかな見通しは、必ずしも、企業の経営判断によって大きな影響を与えるものと見ておられます。
○三宅伸吉君 財政赤字の下で法人課税改革を考
えられる際の重要な視点を申しますが、視座を取り上げてみたくなりました。
私は、巨額の財政赤字を抱える日本において、法人課税改革に当たっての最も重要な点は、中長期のターミナルの税収の極大化策だと考えております。法人単年度の法人税収の極大化ではあります。法人税、所得税、消費税といった税の総収入が中長期のスパンで最大となり、財政赤字がこれ以上肥大化しないような法人税制改革が必要だと考えるわけあります。
けであります。
（了）
この点から、甘利明経済財政担当大臣にお聞きいたします。日本の法人実効税率が10%の場合は、日本税金制度はいかがなっておりますか。また、法人実効税率が10%の場合、日本経済はどうなると思われますか。

一〇〇%と〇%、両極端から一番適切なところを探すというアプローチだと思いますけれども、経済というのは法人税だけじゃないですから一概に「こうだといふ決め付けはできないんですねけれども、一般論として申し上げますと、法人実効税率が一〇〇%といふよりもう少し低い方が起きるかといふと、企業活動は成り立たなくなるわけでありまして、経済が立ち行かなくなるといふことになるんだと思います。一方で、じゃ、その逆に法人実効税率がゼロとなりますと、企業活動は確かに活性化して経済にプラスの影響を及ぼす可能性もあります。しかし、税収減から財政状況に悪影響を及ぼすという可能性も強くなると思います。

いずれにいたしましても、法人実効税率の在り方につきましては、現在、総理の指示を踏まえて、諮問会議におきましてデフレ脱却、経済再生と財政再建の双方を実現する観点から景気動向と法人税収の関係について分析をしていくことになりますて、その結果を踏まえまして、政府税調等とも綿密な連携を取りながら議論を進めてまいりたいと思っております。

○三宅伸吾君 麻生財務大臣に聞運でお聞きいたします。

法人実効税率が一〇〇%そして〇%、それぞれの場合、法人税収並びに所得税や消費税収などのようになりますでしょうか。

○国務大臣（麻生太郎君） 「これは一概にお答えする」とは困難なんですが、税率の変更によって企業行動がどのように変化するかといふことは様々なケースを考えられるんだと思っておりますが、その上であえて申し上げれば、一〇〇%の場合には、国内で企業活動を行うインセンティブといふのは失われると思いますので、当然のこととして、企業は海外移転といふことなどによって、法人税収といふものはこれは大幅に減少することが考えられます。また、所得、消費の各税収につきましては、これは企業活動の減退に伴つて大きくなつちも影響を受けることになるんだと思います。

逆に、法人実効税率が〇%だったらといふお話ですが、これは支払うべき法人税額といふものがゼロということになりますんで、当然、法人税収といふものはゼロといふことになります。その場合は、仮に企業が増加した利益を活用して設備投資や雇用を拡大して、所得や消費の増加といふものを通じてその他の税収が増加する可能性といふのは、これは決してないわけじゃないと思います。

だから、こうした企業行動が起らなければ实体经济への影響といふのは極めて限られるといふことになるんだと思いますんで、減税分が企業内に今の昨今のよう二三百兆も何百兆も留保されちゃつたり、より税金がとか、いろんな理由で海外

に出ていっちゃうとかいうことも考えられますので、所得税収、消費税収が、実際ゼロの場合、一〇〇%の場合、どうなるかといふことを予測するのは極めて困難ではなかろうかと思っております。

○三宅伸吾君 各国の事例を見てみると、例えば法人税の分野だけを見た場合、法人実効税率を引き下げた場合でも、経済成長や課税ベースの拡大によって税収が増加する事例が現実にござります。もちろん、こうした税率引下げによる法人税の増収といふ現象が日本で必ず起きるとは断言できません。また、今大臣おっしゃられましたように、法人税収の動向だけでなく、その他所得税、消費税といった税の総収入が中長期のスパンで最大となるようすべきだと私は思っておりまして、財政赤字がこれ以上肥大化しないような法人税改革が必要だと改めて申し上げます。

以上のような観点から、私、最近、法人実効税率の議論を見ておりまして気に掛かることがございます。中長期的に全体としての税収が最大となる法人実効税率が望ましいと考えた場合、どれくらいの水準の法人実効税率や支払ベースでの法人の納税額がこの目的達成のために好ましいのか、政府はきちんとコミュニケーション、研究をしていくのかといふことあります。中長期のトータルの税収極大化といふ目的のために、今の実効税率

が逆に高過ぎて、現状を維持しますと日本経済がじめられてしまふ。それで、麻生財務大臣にお聞きして、その中で、お聞かせください。
まず、エコノミストや多発指揮官がおられますので、同一位また、甘利経済政策担当大臣で、優秀な
○国務大臣（麻生太郎君） 税収全体が最大となる
法人実効税率の在り方にについて、そりやく
レーベンヨウをしてしまつたからといふ御質問な
どなどと思ひますけれども、そういう前提条件で
あることをお聞きいたいのです。それで、そりやく
○国務大臣（麻生太郎君） 税収全体が最大とな
るのを見出しますと、やはり法人税の税率は低
くなければなりません。それで、過去の各税目
の見出しますと、やはり法人税の税率は低く
迷つた経済情勢の要因とか、また研究開
発費・設備投資減税等々からうづき、平成十五年度の
審査以降、やはり制度改正といつておられま
す。

な連立方程式になる
アプローチだと思ふ
増えかかるといひの
つて、それを以て最
やへて、所得税と
○国務大臣(甘利明)
じと思ひておけり。
向かひのアプローチ
人実効税率の水準を
体が結果として最大
かといひうらやみ、
たじめすが、必要因
ります。

な連立方程式になるとして、一体その連立方程式がアプローチされると強調されます。たゞ、これは相當複雑で、増えるか減少の点、もしもそれが逆に減る場合は、それをじつ最も組合せやすい税収が一番なへて、所得税と消費税どちらを納めるかや、國務大臣(甘利明君)確かに、法人税だけじじてあります。

このうちのアプローチは極めて難しくなりますので、実効税率の水準を導き出すまでの、その実結果として最大となるのは、御指摘の通り、税収全体が結果として最大となるのは、御指摘の通り、税金を支払うべき個人、団体關係ども余り多くないが、これが原因で税収が減少するのであると想定してあります。

的確に推移していく上では、確かに問題がござりますが、景気変動の影響を大きく受けやすくなる一定の年数であります。たゞ、これは九ヵ年であります。平成九年度に税収が五%減少したことから、平成十九年のときの税率=11%導入されて以降、大体三から六%の減少です。すなはち平均化すると、大体三から六%の減少です。これが平成元年最後に、消費税でなければ、それは平成元年から半分まで減少してしまったのであります。

この議論所得が多少あります、と思われますが、それは地崩壊以降、減税とか利子所得、それから土地

重い日本には持ち込まれない企業もまだ多いようではあります。

ある大手企業の経営者が言っておりました。もし日本の法人実効税率が10%以下がれば、シンガポールの税率、今一七でございますけれども、シンガポールの税率よりはまだ若干高いけれども日本親会社経由の商流としまして、日本に利益を落として納税するようにならうと言つて経営者もいるわけでございます。

また、法人実効税率を三五%から10%に引き下げるなどのように株価が動くのか試算をしてみました。株価を引き後利益で割った値を株価収益率と申しますけれども、これから単純試算をしますと、株価は二三%上昇する可能性があるわけあります。資産効果によって消費が拡大し、消費税収が拡大することも見込まれるわけでございます。

本年一月二十一日のダボス会議の席上、世界に対し安倍総理は、本年更なる法人税改革に着手しますと述べられたわけでございます。

私は、繰り返しになりますけれども、法人税改革に当たって最も大事な視点は一つでございます。まず第一点でございます。負上げも大事ですけれども、まずは日本企業の海外脱出、空洞化によって雇用が日本から減らないようにすること、また対日投資が膨らんで雇用が拡大するようにすること

が、これがまず第一でございます。もう一つの視点は、単年度の法人税収の維持、レベニュー・ニユートラルと呼ぶそうでございますけれども、そうではなく、所得税、消費税を含む税収トータルの長期の増加に資するように法人税制改革をすることがあると考えております。

稼ぐ企業が日本で職場を維持拡大し、給与所得を生み出し、海外の企業が日本に投資意欲を燃やすような環境づくりが求められております。二〇二〇年に向けてまして、世界がいま一度日本に期待し、注目をしてくれております。日本を取り戻す、法人税改革の行方がまさにジャパン・イズ・バッカが本物になるかどうかの試金石だと私は思っております。この機を逃してはなりません。麻生大臣の双肩と共に日本将来が懸かっていると思っております。

法人税率の高低と税収の拡大、どちらが大事なのかを含めまして、交際費の損金算入の拡大という英断を決断をされた麻生大臣に、財政再建のための法人税改革について一度お考えをお聞かせください。

○国務大臣（麻生太郎君）先生、なかなか難しいところで、日本の場合 GDPが五百に対して借入金が千という異常な形になっておるというこの現実をそのまま放置しておいて国債発行が続けられるか。確かに、世界中の中で、国債を発行し

ております国の中で、自国通貨だけでやってそれを賄つている国は、アメリカ、イギリス、イスラエルかな、多分日本を入れて四か国しかないと思いますが、あとは全て外国、EU含めましてみんな外資を使つていると思ひますんで、その意味では日本の場合は他国とはちょっと条件が全く違つておりますんで、ギリシャみたいになると云ふのかいつかの分からぬことを言つた人もおられましたけれども、全然そういうことの分かつておられぬ方なんだとと思って悲しく聞いていましたけれども。

そういうような事態ではなつていなんですが、日本全体として、これはおかげさまで活力が出てくるといつまで、日本を取り戻すというのは日本活力を取り戻すという事ですから、そこまでは今來つづかると思つておりますんで、それが更にやる気になる部分のために、経済成長させるために、これはもうGDPの三要素のうちの政府支出というのまずは先頭を切らなくちやどいうことでここまでスタートしておりますけれども、その後、いわゆる民間の設備投資とか消費とかいうものが付いてきて初めてGDPが大きくなりますんで、そういうところに行かせるまでの間、これは競争なんですが、その間、財政支出だけしてあとは全然駄目じゃないかということになりますと、これはいきなり国債売り浴びせられるということがになると一舉にこれは計画が破綻をいたしますん

○谷合正明君 公明党の谷合正明です。参議院では、故山本孝史議員の遺志を受け継ぎました。当時の厚生労働委員会の理事を中心超えて、党派の自殺対策を推進するための有志の会が設立されました。昨年秋、衆参全議員に呼びかける形で自殺対策を推進する議員の会が発足されました。その折、安倍総理に自殺対策の一層の推進を申し入れを行つたことがあります。今、資料を見ると、我が国の自殺は、一九八八年以降、年間二万人の自殺を数えておりました。一年、十五年ぶりに年間三万人の人を下回つたところあります。一〇〇九年から四年連続して減少しており、一〇〇六年、自殺対策基本法がつて対策を進めます。

○委員長(山崎力君) 次に、谷合正明君の質疑

○委員長(山崎力君) 以上で三宅伸吾君の質疑終了です。(拍手)

○三宅伸吾君 ありがとうございます。以上で力で頑張ります。

○国務大臣（田村憲久君）　參眞おこしやれました。
止め方を厚生労働大臣並びに文部科学大臣から伺
教の高止まりの原因は、原理的に行き取引者と受け取
しては國を挙げてはる問題でござる。本筋に於ては、安
極めて深刻な問題と捉えまして、安堵政策にお
づきの御質問に即ちお答えすべくお手を貸さ
が、十一月六日、近頃へてはる事八十八年と比へて
我が國の昔年までの自殺率が突出して高
んでしまつてゐる。諸外国と比較して
が、それでひきかえしてはる事九十八年と比へて
○%近くへてはる事八十九年。一罪犯が
若年までの自殺率が高止まりをしては
しかし、中高年以降の唐の自殺率が減少傾向
に於ける効果が、いかに表へおこしては
ました。

